

ま　え　が　き

- 1 本書は、植物防疫法に基づき、平成 30 年に実施した植物検疫の成績を取りまとめたものである。
- 2 表中、輸出植物とは輸出する際に検査を受けた植物をいい、輸入植物とは輸入される際に検査を受けた植物をいう。なお、輸出植物の消毒は、輸出相手国からの要求によるものである。
- 3 各種種類別検査表では、植物防疫所で使用している大・中分類（別紙分類表参照）毎に実績を掲載している。実績のない分類は省略した。
- 4 合計は、個、kg、m³の単位毎にまとめている。
 - (1) 輸出植物の検査表では、全実績の合計である。
 - (2) 輸入植物の検査表（コンテナー詰め、航空貨物の検査表を含む。）では、大分類 12 中分類 11～15 及び 17 の実績は合計に含まない。植物防疫法上の植物に該当しないからである。
 - (3) 大分類 12 中分類 16 バイオテクノロジーは、容器入りの組織培養植物、人工種子などであるが、単位は容器の本数である。
- 5 病菌・害虫発見記録では、
 - (1) 属まで判別できたものののみ掲載した。
 - (2) *印：平成 29 年以前に発見された実績のないものである。
 - (3) #印：ヒッチハイカーとして発見されたものである。
- 6 重要病菌・害虫発見記録における重要病菌・害虫の範囲は、輸出国植物防疫機関に対する通報実施要綱別表に掲げられた病菌・害虫である。
- 7 輸入植物品目別・国別検査表は、貨物における大分類 01～08、大分類 10 中分類 12（乾牧草）及び大分類 12 中分類 16（バイオテクノロジー）をまとめたものである。
- 8 各表で実績のない所の掲載は省略した。
- 9 EU28 カ国の実績は、アイルランド、英国、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びルクセンブルクのものをまとめた。
- 10 平成 30 年の植物防疫所、支所及び出張所は、「植物防疫所配置図」のとおりである。